

2019年度「規制緩和要望」について

〔 2019年9月20日  
一般社団法人 第二地方銀行協会 〕

当協会は、2019年度「規制緩和要望」を別添のとおり取りまとめ、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

企画部：桂<sup>かつら</sup>

TEL:03-3262-2329

# 2019年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

## 目 次

- No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制・担当者分離規制)の撤廃  
..... 1
- No. 2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外..... 2
- No. 3 「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介  
業務の取扱い解禁..... 3
- No. 4 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外..... 4
- No. 5 規模が大きい特定保険募集人の該当基準見直し..... 5
- No. 6 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外  
..... 6
- No. 7 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和  
..... 7
- No. 8 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃..... 8
- No. 9 中小企業信用保険制度の対象業種の追加..... 9
- No. 10 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」の推進等..... 10

## No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃

### （１）要望の具体的内容

顧客利便性向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制）を撤廃していただきたい。

### （２）要望理由（弊害の具体的内容等）

本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、銀行は当該趣旨を十分に理解したうえで、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底等、法令順守による内部管理態勢を構築している。

「人生 100 年時代」を見据え、顧客一人一人が「安心した老後」に向けた、安定的な資産形成の具体的な検討を開始しており、そのなかで、顧客に身近な銀行は、顧客のニーズに応じた総合的な提案を行っている。

「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、例えば医療・がん保険等を提案・販売できないというのは、顧客の理解を得られにくい状況にあり、顧客の利便性が阻害されている。

これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しを要望する。

### （３）制度の現状・根拠法令

#### （制度の現状）

銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から弊害防止措置が設けられている。

#### （該当法令等）

保険業法施行規則第 212 条

## No. 2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

### (1) 要望の具体的内容

顧客利便性向上の観点から、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、銀行は当該趣旨を十分に理解し、法令順守の下、その適切な態勢を構築している。

「人生 100 年時代」を見据え、顧客一人一人が「安心した老後」に向けた、安定的な資産形成の具体的な検討を開始しており、そのなかで、顧客に身近な銀行は、顧客のニーズに応じた総合的な提案を行っている。

「構成員契約規制」により、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役職員等の実質的支配が及ばない企業については、窓口に来店した場合等の顧客からの申し出であっても、銀行が取り扱い可能な保険商品のうち、医療保険等の第三分野商品を除いた、個人の資産形成に資する商品（平準払個人年金保険等）等を案内できず、必ずしも顧客ニーズに応じた総合的な提案ができず、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。また、せつかくの顧客からの要望であるにもかかわらず、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得られにくい。金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。

銀行を本規制の対象から除外することの検討に時間を要する場合、実質的支配が及ばないと想定される企業については、「人的関係からみて法人代理店と密接な関係を有する法人」の対象から除外していただきたい。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。

#### (該当法令等)

保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号

平成 10 年大蔵省告示第 238 号

保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2 (11)

### No. 3 「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

(1) 要望の具体的内容
①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。
(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）
現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取扱いが重要なポイントとなる事案が多い。地方では、大手不動産会社が地域活性事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の賃貸に係る監督指針の改正により、情報・ニーズ等が、銀行にさらに集まる傾向となることが見込まれる。 当事者や第三者の思惑が繊細な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を、顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で一体となって手掛けることは、案件の円滑な進展及び顧客利便性に大いに貢献できるものとして、「事業承継支援」、銀行所有不動産を起点とした、地方創生としての「まちづくり」に係る不動産仲介業務について、見直しを要望する。
(3) 制度の現状・根拠法令
(制度の現状) 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されている。
(該当法令等) 銀行法第 12 条、第 16 条の 2 第 1 項

## No. 4 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

### (1) 要望の具体的内容

顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われ、現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。

また、同規制対象下では、ローン実行に伴う事務・管理態勢の負担が大きく、顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情である。

学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える。本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討いただきたい。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。

#### (該当法令等)

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）

## No. 5 規模が大きい特定保険募集人の該当基準見直し

### (1) 要望の具体的内容

「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれか条件にあてはまる場合に該当する。

【条件 1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が 15 社以上

【条件 2】所属保険会社等の数が 2 社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が 10 億円以上

この条件のうち、【条件 1】について撤廃を検討していただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社の数が 15 社以上」という要件は、課される義務対応の負荷を考えた場合、所属保険会社を 14 社以内に抑えるといった動きが生じる可能性がある。このことは、十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューを与えられ、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと思料する。

「豊富な選択肢」や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実践しようとした場合、所属保険会社の数が 15 社以上になることは十分考えられる。しかしながら、事業規模が必ずしも大きくなるわけではなく、代理店にとっては、課される義務対応の負荷だけが膨らむことから、条件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられている。

#### (該当法令等)

保険業法第 303 条、第 304 条、保険業法施行規則第 236 条の 2

## No. 6 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外

### (1) 要望の具体的内容

リフォームローンの提携をすることができれば、業者や顧客にとっても利便性が向上すると考えられ、提携住宅ローンを締結している業者に限って、割賦販売法の規制対象からの適用除外としていただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

政府では、平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅に対して活用促進を促している。空家等の活用はリフォーム工事が不可欠であり、金融面でもサポートしていくため本件の要望を行う。

現行規制下ではハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し対応している。ハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介が可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られにくいのが実情であるため、リフォームローンの割賦販売法の規制緩和が望まれる。

ただ、リフォーム工事を巡っては、顧客が業者とのトラブルに巻き込まれる事案が少なからずあるのも実情である。このため、提携住宅ローンを締結している業者に限るといった条件付で、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの適用除外を要望する。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### （制度の現状）

銀行等の取扱うリフォームローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第 2 条第 4 項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的・内容的・一体的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。

#### （該当法令等）

割賦販売法（第 2 条第 4 項、第 35 条の 3 の 2 3、第 35 条の 3 の 6 0 第 2 項）

## No. 7 海外発行カード対応 A T Mでの引出手数料に関する利息制限法の緩和

### (1) 要望の具体的内容

海外発行カード対応 A T Mでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定める A T M利用料の上限の例外としていただきたい。

### (2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)

政府では「観光ビジョン実現プログラム 2019」の中で、訪日観光客数の目標の実現に向けた行動計画の策定等、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。

また、金融庁においても、「変革期における金融サービスの向上に向けて (平成 30 事務年度)」の中で、海外発行カード対応 A T Mについて推進することが明記されている。

国内銀行の海外発行カードの引出手数料を A T M利用料の上限の例外 (対象外とする、もしくは別途上限を設ける) とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応 A T Mの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない A T M利用料の上限は、1 万円以下の額 108 円、1 万円を超える額 216 円と定められている。国内銀行の A T Mにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドの A T M利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記 A T M利用料の上限を上回る場合が多い。

#### (該当法令等)

利息制限法施行令第 2 条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第 2 条

## No. 8 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃

### (1) 要望の具体的内容

顧客ニーズの多様化・高度化に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報（預金の残高情報等）の保護措置を撤廃していただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

本規制については、利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、法律や監督指針の下で情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。

「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月 30 日公表）においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としている。

現行規制下では、保険販売について、非公開情報保護措置に基づき事前同意を取得後でなければ販売できず、必ずしも顧客の利益に十分に資する金融サービスを提供できないため要望するものである。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から弊害防止措置が設けられている。

#### (該当法令等)

保険業法施行規則第 212 条

## No. 9 中小企業信用保険制度の対象業種の追加

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>中小企業信用保険制度の対象業種に、農業・林業・漁業を追加していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業であることが多く、円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。</p> <p>中小企業政策審議会金融 WG とりまとめ（平成 28 年 12 月 20 日）を踏まえ、商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金の借入に際し、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでおり、より一層の見直しを要望する。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>現在、中小企業信用保険においては、農業・林業・漁業は対象となっていない。中小企業政策審議会金融 WG とりまとめ（平成 28 年 12 月 20 日）において、「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組みとして、地域の課題に対応するため自治体等と連携した保証メニューの開発（将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む）（中略）等を通じて、地方創生に一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされているところ。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>中小企業信用保険法第 2 条</p>

## No.10 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」の推進等

### (1) 要望の具体的内容

電子納付の一層の推進のため、地方税共通納税システムの対象税目拡大の検討を加速頂くとともに、納付者（個人・法人）が電子納付を選択しやすくなるよう、政府が経済的・非経済的なインセンティブを設けるなどの対策をご検討いただきたい。

### (2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

税・公金収納等にかかる金融機関全体の処理コストは、約622億円/年（当業態：39億円、1行当たり平均1.0億円）であり、多額のコストを負担している状況（全銀協調査より抜粋）。

金融機関は、行内の事務改善によりコスト削減努力を継続しているところであるが、電子化による窓口処理・紙媒体の取扱いコストの引下げは重要な課題であり、このため、電子納付の一層の推進が必要である。また、関係省庁・収納機関などの関係機関の事務効率化は、収納手数料を負担している社会全体のコストの低下すなわち国民全体のメリットにつながると考える。

現在、地方税共同機構が、地方税共通納税システムについて、固定資産税・自動車税等の賦課税目への対象拡大を検討しているところであり、同検討を加速いただき利用者の利便性向上を図るとともに、各省庁による納付者（個人・法人）への利用啓発活動の更なる推進をご検討いただきたい。

また、納付者（個人・法人）が電子納付を選択するよう、海外の施策の事例も踏まえ、例えば、電子申告利用者の法人税・個人所得税の割引、大手企業への電子納税の義務付けなど、政府が経済的・非経済的なインセンティブを設けること等について、ご検討いただきたい。

### (3) 制度の現状・根拠法令

#### (制度の現状)

地方税共通納税システムについて、賦課税目は対象となっておらず、電子納付推進に向けた上記記載の経済的・非経済的インセンティブ等の施策はなされていない。

以上